別表第四十四（第七条第三項関係）〔平成31年2月までの間に法第89条第2項の規定による申出に係る期間が終了する被保険者が、当該期間が終了するまでの全ての期間の保険料を口座振替で前納する場合〕

法第89条第2項による申出に係る期間が終了する予定年月		前納する月	
		平成29年	
		4月	10月
		円	円
平成29年	4月	16,440	—
	5月	32,820	—
	6月	49,150	—
	7月	65,420	—
	8月	81,650	—
	9月	97,820	—
	10月	113,930	16,440
	11月	130,000	32,820
	12月	146,010	49,150
平成30年	1月	161,970	65,420
	2月	177,880	81,650
	3月	193,730	97,820
	4月	209,390	—
	5月	225,000	—
	6月	240,560	—
	7月	256,070	—
	8月	271,520	—
	9月	286,930	—
	10月	302,290	—
	11月	317,590	—
	12月	332,850	—
平成31年	1月	348,060	—
	2月	363,210	—